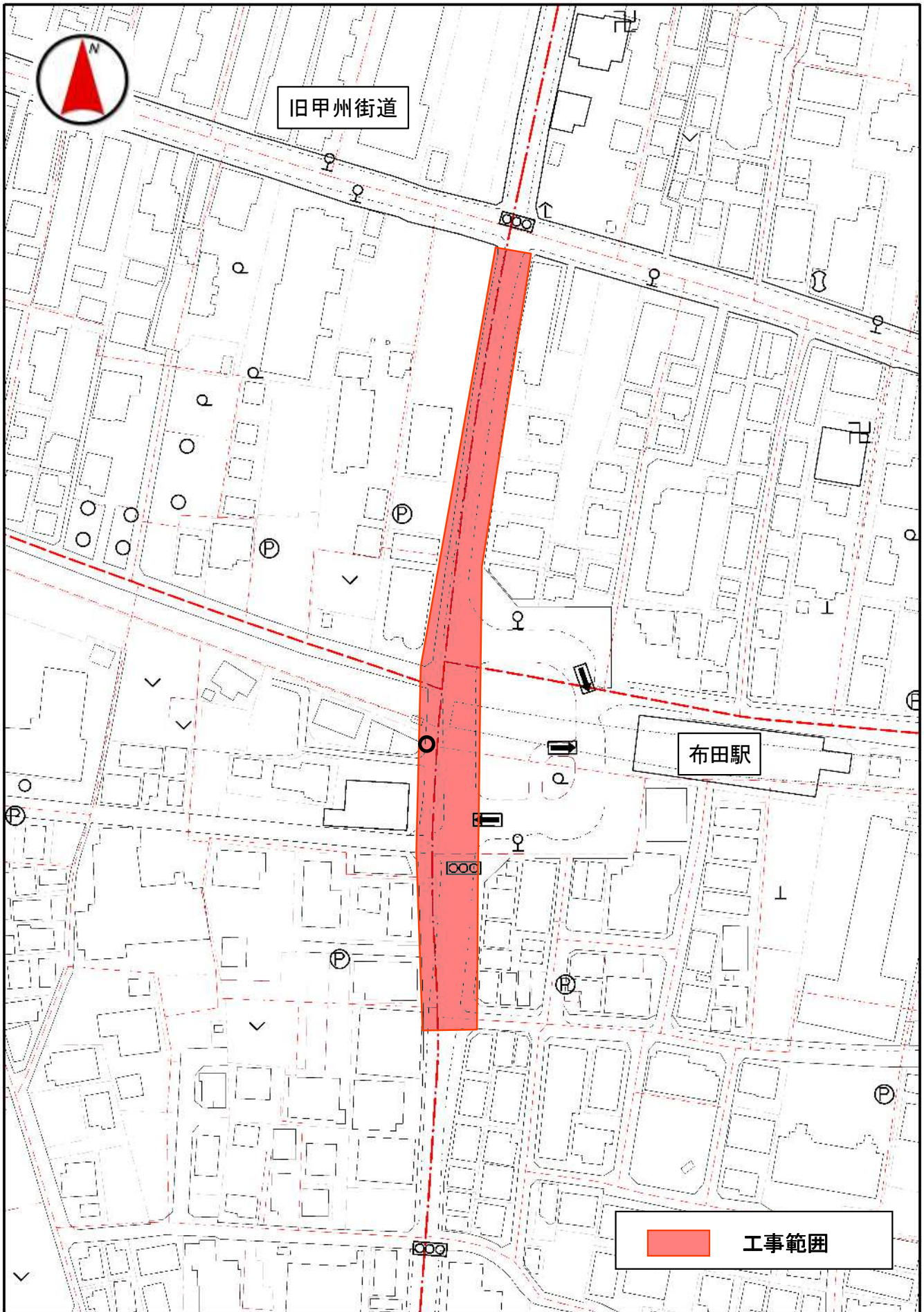


# 令 8 市道 C 2 1 号線道路改良工事

調布市都市整備部まちづくり推進課

# 案内図



工事場所：調布市布田2丁目12番地から国領町5丁目70番地まで

# 工 事 設 計 書

		設計者			係長			課長補佐			課長		
令和8年度 一般会計	款	土木費	項	都市計画費	目	街路事業費	節	工事請負費					
施工(実施)箇所		調布市布田2丁目12番地から国領町5丁目70番地まで				工事(委託)番号		第	1	号			

## 令8調C21号線道路改良工事

総工費                      ¥                      -

	工事価格	補市	助費	¥	-
		市	費	¥	-
内訳	消費税相当額	補市	助費	¥	-
		市	費	¥	-
	総工費	補市	助費	¥	-
		市	費	¥	-

工期(実施期間) 令和 9 年 3 月 18 日

## 調 布 市

施 工 ( 実 施 ) 理 由	本工事は、調布市道路網計画に基づき実施するものです。										
設 計  説 明	工事内容      道路改良工事222.2m 幅員16.0m										
	道路土工一式   排水構造物工一式   舗装工一式   交通安全施設工一式   道路付属施設工一式   交通管理工一式										

[工事件名] 令8市道C21号線道路改良工事

## 工 事 費 総 括 書

種 別 内 訳	内容(数量)	金 額 円	摘 要
直接工事費 道路改良 補助	一 式		
直接工事費 道路改良 単費	一 式		
<b>【直接工事費計】</b>			
共通仮設費計	一 式		
<b>【純工事費計】</b>			
現場管理費	一 式		
<b>【工事原価計】</b>			
一般管理費等	一 式		
<b>【工事費計】</b>			
発生材売却費	一 式		
<b>【工事価格計】</b>			
消費税及び地方消費税の額	一 式		
<b>【請負目途額計】</b>			

[工事件名] 令8市道C21号線道路改良工事

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
道路改良 補助			
舗装	一 式		
舗装工	一 式		
交差点舗装工 夜間	一 式		第 1号表内訳のとおり
排水性舗装工 夜間	一 式		第 2号表内訳のとおり
切削オーバーレイ 夜間	一 式		第 3号表内訳のとおり
歩道舗装工	一 式		第 4号表内訳のとおり
平板舗装工 (一般部)	一 式		第 5号表内訳のとおり
平板舗装工 (乗入30型)	一 式		第 6号表内訳のとおり
平板舗装工 (乗入35型)	一 式		第 7号表内訳のとおり
視覚障害者誘導用ブロック	一 式		第 8号表内訳のとおり
地盤改良工	一 式		
置換工	一 式		第 9号表内訳のとおり
排水構造物工	一 式		
街きよ工	一 式		第 10号表内訳のとおり
集水樹・マンホール工	一 式		第 11号表内訳のとおり
縁石工	一 式		
縁石工	一 式		第 12号表内訳のとおり
防護柵工	一 式		
路側防護柵工	一 式		第 13号表内訳のとおり
区画線工	一 式		
区画線工	一 式		第 14号表内訳のとおり

[工事件名] 令8市道C21号線道路改良工事

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
電気設備工	一 式		
道路照明工	一 式		第 15号表内訳のとおり
仮設工	一 式		
交通管理工 夜間	一 式		第 16号表内訳のとおり
交通管理工	一 式		第 17号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費 (率分)	一 式		第 18号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

[工事件名] 令8市道C21号線道路改良工事

工 事 総 括 書

[事業区分名]

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
道路改良 単費			
舗装	一 式		
舗装	一 式		
道路土工	一 式		
掘削工	一 式		第 19号表内訳のとおり
発生土処理工	一 式		第 20号表内訳のとおり
運搬処理工	一 式		第 21号表内訳のとおり
舗装工	一 式		
平板舗装工 (一般部)	一 式		第 22号表内訳のとおり
平板舗装工 (乗入30型)	一 式		第 23号表内訳のとおり
平板舗装工 (乗入35型)	一 式		第 24号表内訳のとおり
平板舗装工 (化粧蓋部)	一 式		第 25号表内訳のとおり
仮設工	一 式		
交通管理工 夜間	一 式		第 26号表内訳のとおり
交通管理工	一 式		第 27号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費 (率分)	一 式		第 28号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			



[工事名] 道路改良 補助  
第 1号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
交差点舗装工	夜間					
下層路盤(車道・路肩部)						
下層路盤(車道・路肩部)	RC-40 全仕上厚200mm 1層施工	59	m2			
上層路盤(車道・路肩部)						
上層路盤(車道・路肩部)	RM-40 全仕上り厚200mm 2層施工	59	m2			
上層路盤(車道・路肩部)	再生As 平均厚50mm 3.0m超	59	m2			
基層(車道・路肩部)						
アスファルト舗装工 基層(車道・路肩部)	粗粒(ポリマ-改質Ⅱ)平均仕上厚50mm	59	m2			
表層(車道・路肩部)						
アスファルト舗装工 表層(車道・路肩部)	密粒(ポリマ-改質Ⅱ)平均仕上厚50mm	59	m2			

[工事名] 道路改良 補助  
第 2号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
排水性舗装工	夜間					
下層路盤(車道・路肩部)						
下層路盤(車道・路肩部)	RC-40 全仕上厚200mm 1層施工	976	m2			
上層路盤(車道・路肩部)						
上層路盤(車道・路肩部)	RM-40 全仕上り厚200mm 2層施工	976	m2			
上層路盤(車道・路肩部)	再生As 平均厚50mm 3.0m超	976	m2			
基層(車道・路肩部)	夜間					
アスファルト舗装工 基層(車道・路肩部)	再生粗粒度 平均仕上厚50mm	976	m2			
排水性舗装・表層(車道・路肩部)	夜間					
低騒音(排水性)舗装・表層(車道・路肩部)	ポ-ラス 平均厚50mm パ-イク有 排水帯無	976	m2			
低騒音舗装用集水管	内径15~20mm(樹脂製)	228.1	m			





[工事名] 道路改良 補助  
第 5号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
平板舗装工 (一般部)						
フィルター層						
フィルター層	しゃ断層用砂 平均厚 40mm以上60mm未満	1,014	m2			
下層路盤(歩道部)						
下層路盤 (歩道部)	RC-30 全仕上厚100 mm 1層施工	1,014	m2			
平板ブロック舗装						
透水性平板ブロック [一般部]	300×300×60 遮熱透水性	1,014	m <sup>2</sup>			



[工事名] 道路改良 補助  
第 7号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
平板舗装工 (乗入35型)						
下層路盤 (歩道部)						
下層路盤 (歩道部)	RC-40 全仕上厚150 mm 1層施工	64	m2			
上層路盤 (歩道部)						
上層路盤 (歩道部)	RM-40 全仕上厚100 mm 1層施工	64	m2			
平板ブロック舗装						
平板ブロック [乗入部 ]	300×300×80 遮熱非透水	64	m <sup>2</sup>			



[工事名] 道路改良 補助  
第 9号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
置換工						
置換						
路床置換工	RC-40 全仕上厚350 mm 2層施工	1,191	m <sup>2</sup>			

[工事名] 道路改良 補助  
第 10号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
街きょ工						
街きょ						
街きょ工（一般部、歩行者横断用平坦部）	一般部 155SF型	155.6	m			
街きょ工（車乗入れ用歩道切下げ部）6%	155型（1本すりつけ）B型	5	箇所			
街きょ工（車乗入れ用歩道切下げ部）6%	155型（1本すりつけ）D型	1	箇所			
街きょ工（一般部、歩行者横断用平坦部）	歩行者横断用 平坦部 155型	10.1	m			

[工事名] 道路改良 補助  
第 11号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
集水枳・マンホール工						
街渠枳						
街きよ用集水枳工6%	155SF-I型 一般部 穴あき一般	5	基			
街きよ用集水枳工6%	155SF-I型 一般部 穴あき一般	1	基			
街きよ用集水枳工6%	155SF-I型 歩道切下部 穴あき一般	2	基			
取付管						
取付管布設及び支管取付工(市場単価)	呼び径 150mm、可とう性支管無	7	箇所			

[工事名] 道路改良 補助  
第 12号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
縁石工						
地先境界ブロック						
境石工	一般部 18-8-20H	31.4	m			
境石工	歩道乗入部(D型) 18-8-20H	3.7	m			



[工事名] 道路改良 補助  
第 14号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
区画線工						
溶融式区画線	夜間					
溶融式区画線設置工(機・労・材)(夜間)	白実線 幅15cm 1.5mm	216.4	m			
溶融式区画線設置工(機・労・材)(夜間)	白ゼブラ 幅45cm 1.5mm	259.3	m			
溶融式区画線設置工(機・労・材)(夜間)	白実線 幅15cm 1.5mm	31.1	m			
自転車ナビマーク設置工	溶融式	17	個			

[工事名] 道路改良 補助  
第 15号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
道路照明工						
道路照明						
道路照明(直線形ポール・LED)設置工	JIL1003:2025 耐荷性能 I 相当 KCE100	2	基			
照明灯柱基礎工	道路照明 ハースプレート式 (600型)	2	箇所			

[工事名] 道路改良 補助  
第 16号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
交通管理工	夜間					
交通誘導警備員	夜間					
交通誘導警備員費	交通誘導警備員B	109	人日			

[工事名] 道路改良 補助  
第 17号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員B	182	人日			



[工事名] 道路改良 単費  
第 19号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
掘削工						
掘削						
舗装版切断	As舗装版 15cm以下	82.5	m			
舗装版破碎	As舗装版 15cm以下 積込有	2,581	m <sup>2</sup>			
掘削	土砂 押土無 障害無	270	m <sup>3</sup>			
床掘り	土砂	9	m <sup>3</sup>			
埋戻し	土砂	4	m <sup>3</sup>			
構造物とりこわし工 (標準単価)	無筋構造物、制約無、昼間	11	m <sup>3</sup>			
構造物とりこわし工 (標準単価)	鉄筋構造物、制約無、昼間	5	m <sup>3</sup>			
仮設ガードレール撤去工		27.0	m			
防護柵撤去工 (ガードレール) -防護柵撤去	土中建込 路側用 (A, B, C種)	113.1	m			
単管パイプ柵撤去	A p 種	54.0	m			
Aバリ撤去	A p 種	10	m			
掘削	夜間					

[工事名] 道路改良 単費  
第 19号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
舗装版破碎	As舗装版 15cm以下 積込有	1,044	m2			
掘削	土砂 押土無 障害無	750	m3			

[工事名] 道路改良 単費  
第 20号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
発生土処理工						
土砂等運搬						
土砂等運搬	土砂 片道3.0km以下	125	m3			
土砂等運搬	路盤材 片道3.0km以下	150	m3			
土砂等運搬	夜間					
土砂等運搬	土砂 片道3.0km以下	450	m3			
土砂等運搬	路盤材 片道3.0km以下	300	m3			
発生土等処理						
発生土処理費	指定処分 (B)	125	m3			
発生土等処理	夜間					
発生土処理費	指定処分 (B)	450	m3			

[工事名] 道路改良 単費  
第 21号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
運搬処理工						
建設廃材等運搬						
殻運搬	Co(無筋)構造物とりこ わし 片道3.3km以下	11	m3			
殻運搬	Co(鉄筋)構造物とりこ わし 片道3.3km以下	5	m3			
殻運搬(路面切削)	片道 2.5km以下	48	m3			
殻運搬	舗装版破碎 片道3.5km 以下	104	m3			
濁水運搬工	2tトラック 運搬距離 56km 地区割増無	1	回			
建設廃材等運搬	夜間					
殻運搬	舗装版破碎 片道60.0k m以下	116	m3			
建設廃材等処理						
建設廃材処理費 路盤 材		150	m3			
建設廃材処理費 コン クリート塊(無筋)		11	m3			
建設廃材処理費コンク リート塊(二次製品)		5	m3			
建設廃材処理費 アス コン塊		152	m3			





[工事名] 道路改良 単費  
第 23号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
平板舗装工（乗入30型）						
平板ブロック舗装						
仮復旧	開粒アスファルト4cm	66	m <sup>2</sup>			



[工事名] 道路改良 単費  
第 25号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
平板舗装工 (化粧蓋部)						
平板ブロック舗装						
平板ブロック [化粧蓋 ]	300×300×30 遮熱非透水	24	m <sup>2</sup>			



[工事名] 道路改良 単費  
第 27号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員費	交通誘導警備員B	76	人日			



[工事名] 道路改良 補助

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
砂	敷砂	30	m3	
砂	しゃ断層用砂	68	m3	
再生クラッシュラン	RC-40	822	m3	
再生クラッシュラン	RC-30	152	m3	
再生粒度調整碎石	RM-40	281	m3	
生コンクリート	18-8-20BB	32	m3	
生コンクリート	18-8-20H	1	m3	
コンクリート境界ブロック [地先B]	150×120×600	58	個	
歩車道境界特殊コンクリートブロック	車乗入れ用 A1 1 55用斜	12	個	
歩車道境界特殊コンクリートブロック	車乗入れ用 B1 1 55用平	35	個	
歩車道境界特殊コンクリートブロック	歩行者横断用 C1 155用平	17	個	
歩車道境界コンクリートブロック (両面用)	A 150/190×200×600	129	個	
歩車道境界コンクリートブロック (両面用)	A-SF (水抜き)	129	個	
街きよ用集水ます縁塊 (両面用) [155A]	低騒音舗装用 一般用 (穴あき)	6	個	
街きよ用集水ます縁塊 (両面用) [155A]	低騒音舗装用 車乗入れ用 (穴あき)	2	個	
街きよ用集水ます側塊 3号	内径500×高300	8	個	
街きよ用集水ます側塊 (有孔) 2号	内径500×高300 [下部半円あき]	8	個	
街きよ用集水ます側塊 (有孔) 1号	内径500×高300 [上部半円あき]	8	個	
街きよ用集水ます底板塊	内径650×高100	8	個	

[工事名] 道路改良 補助

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
街きょ用集水ますふた	鋼製網ふた 205A ・155	6	枚	
街きょ用集水ますふた	鋼製網ふた(細目)T2 5 205A・155	2	枚	
インターロッキングブ ロック工(材工共)	厚6cm 直線配置 一 般部 標準色	1,014	m <sup>2</sup>	
インターロッキングブ ロック工(材工共)	厚8cm 直線配置 一 般部 標準色	130	m <sup>2</sup>	
アスファルト混合物	密粒度 車道用	96.0	t	
アスファルト混合物	開粒 2号 透水性舗 装用	6.4	t	
アスファルト混合物	密粒度(ポリマー改質 II型)	7.4	t	
アスファルト混合物	粗粒度(ポリマー改質 II型)	7.4	t	
ポーラスアスファルト 混合物	低騒音・排水性舗装用 混合物	101.9	t	
再生アスファルト混合 物	粗粒度	122.8	t	
再生アスファルト混合 物	密粒度 車道用	24.8	t	
再生アスファルト処理 混合物		129.1	t	
石油アスファルト乳剤	PK3~4プライムコ ート, タックコート用	0.62	kl	
石油アスファルト乳剤	プライムコート用 P K-3	1,302.65	l	
石油アスファルト乳剤	タックコート用 PK -4	624.15	l	
改質アスファルト乳剤	PKR-T	494.48	l	
接地棒	10φ×1500mm	2	本	
ポリエチレンシースケ ーブル平型 600V	EM-EEF 1.6 mm-3C	3.6	m	
差込式自動点滅器	200V 6A ソケ ット付 JISII型	2	個	

[工事名] 道路改良 補助

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
LED連続照明 10,000lm以上、125VA以下	(KCE100)専用線含む	2	台	
直線形ポール 10m(ベース式)	溶融亜鉛メッキ・着色・貼紙防止	2	本	
アンカーボルト 街灯基礎用	M24×600×4・プレート×2 φ350	2	組	
防水型漏電遮断器 (ポール内蔵用)	30AF 15AT 30mA TS付	2	個	
標示シートA	たて型 110×250 カプセルプリズム：白色	2	枚	
パイプ柵	P1-Pt-3B	157.0	m	
ガラスビーズ		26	kg	
路面標示用塗料(JIS K5665 3種1号)溶融白	ガラスビーズ含有量15~18% 比重(参考)2.0	873	kg	
接着用プライマー 区画線用	色ー 比重(参考)0.89	26	kg	
視覚障害者誘導用ブロック	300×300×60	1,773	枚	
自転車ナビマーク		17	個	
透水性シート	60g/m <sup>2</sup> 7.5N/5cm	1,014	m <sup>2</sup>	
低騒音舗装用集水管	内径15~20mm (樹脂製)	228.1	m	
捨型枠	スパイラルダクト (亜鉛引) φ500	5	m	

[工事名] 道路改良 単費

材 料 品 調 書

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
砂	敷砂	26	m <sup>3</sup>	
インターロッキングブロック工 (材工共)	厚 6 cm 直線配置 一般部 標準色	24	m <sup>2</sup>	
アスファルト混合物	開粒 2号 透水性舗装用	98.3	t	

[工事名] 道路改良 単費

材 料 品 調 書 ( 発 生 )

品 名	形状・寸法・規格	数 量	単 位	摘 要
鉄スクラップ	へび-H3	2.069	t	発生材料



# 特記仕様書

本特記仕様書は、「令 8 市道 C 21 号線道路改良工事」の履行に関し、必要な事項を定めるものである。

## 1. 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、東京都土木工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)でいう特記仕様書で、この工事に適用する。また、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。
- (2) この工事の施工に当たっての一般事項は、標準仕様書によるものとする。
- (3) 標準仕様書、特記仕様書の記載内容の優先順位については、特記仕様書、標準仕様書の順によるものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後、総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができる。また、総括監督員が提出する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の種別内訳書及び工事総括書に掲げる各工種、種別及び細別等の数量に基づく各費用の工事価格に占める割合を百分率（小数点第 3 位以下切捨）で表示した一覧表とする。
- (5) 総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から 7 日以内に受注者に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、工事費構成書の内容に関し、発注者から説明を受けることができる。ただし、内容変更等に関する協議は行わない。なお、工事費構成書は、契約図書としては取り扱わないものとする。
- (7) 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、契約金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
- (8) 総価契約単価合意方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に基づき行うものとする。  
なお、「総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」は東京都電子調達システムの入札情報サービス（契約制度関係）から入手できる。
- (9) 追加工事を随意契約により当初工事と同じ受注者に発注する場合は、本工事で合意した単価等を使用するものとする。
- (10) 発注者と受注者との間で締結した単価合意書は、公表できるものとする。
- (11) この工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用する。
  - ア 東京都建設局 「土木材料仕様書」
  - イ 東京都建設局 「建設局材料検査実施基準」
  - ウ 東京都建設局 「土木工事施工管理基準」
  - エ 東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」
  - オ 東京都建設局 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」
  - カ 東京都建設局 「建設局標準構造図集」
  - キ 東京都建設局 「電子納品運用ガイドライン」
  - ク 東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」
  - ケ 東京都「東京都環境物品等調達方針」
  - コ 東京都「東京都建設泥土リサイクル指針」
  - サ 東京都電線共同溝整備マニュアル

#### シ 建設局土木工事積算体系図集

※ ア～オ、キ、シは、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html>)

※ ク、ケ、コは、次の東京都都市整備局ホームページから入手できる。

(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html>)

※ サ及び標準構造図集は、次の東京都建設局ホームページから入手できる。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-6.html>)

(12) 標準仕様書、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

2. 本工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」及び別紙「工事施行の適正化に関する特記仕様書」によるものとする。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

#### 3. 不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報ならびに捜査上必要な協力をすること。

#### 4. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

##### (1) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

##### ア 対象機器の導入

受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿または粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト  
(CRYPTREC暗号リスト)」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」  
URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

#### イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）  
3（1）①で規定されている画像編集には該当しない。

#### （2）電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者はJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

5. 工事請負契約書第17条から23条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）によるものとする。

このうち、「工事の一時中止に伴う増加費用等」は、「工事における工期の延長等に伴う増加費用」に読み替え、簡便法による計算については、積算基準（共通編Ⅰ）によるものとする。

なお、契約約款第17条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

6. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

#### 7. ワンデーレスポンス

この工事におけるワンデーレスポンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

#### 8. ウィークリースタンス

この工事におけるウィークリースタンスについては、土木工事標準仕様書によるほか、建設局「工事現場環境改善」実施要領によるものとする。なお、建設局「工事現場環境改善」実施要領は東京都建設局のホームページから入手できる。

## 9. 工事損害賠償

受注者は、この工事の施工に伴い第三者の損害を及ぼした場合、契約約款第27条に基づき、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

10. 舗装版切断作業においては騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業に当たっては破碎機（油圧ジャッキ）を使用するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行なってはならない。

11. 個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

12. 工期は、以下の事項により設定している。

準備期間	30日間
施工に必要な実日数（実働日数）	110日間
降雨による割増（猛暑日補正有り）	131日間（1.19）
後片付け期間	20日間

## 13. 猛暑への対応

（ア）受注者は、例えば、作業日又は前日に熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や、WBGT（湿球黒球温度）の値が31以上（環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」にて暑さ指数を危険レベルとしている値）の場合（予測も含む）は、作業を中止することができる。

（イ）上記（ア）のWBGT値が31以上で受注者の判断として作業を中止する場合、受注者は一時的な中止を行った作業と日時が分かる資料（日報等の既存資料）を監督員に提出すること。

（ウ）上記（ア）により一時的に中止した期間（ただし、一時的に中止した期間を日当たりに換算した日数を上限とする）の内、猛暑日日数による割増し（〇〇日間）を超えて、猛暑対応として作業を中止する場合は、影響した工期を延伸することができる。

（エ）新たに必要となった費用は、監督員と協議の上、設計変更で対応することができる。

## 14. 検査に要する資料作成機関

後片付け期間に検査に要する資料の作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期延伸を請求することができる。

なお、工期延伸に伴い、工期が年度を超える可能性がある場合は、受注者は請求を工期末の3か月前までに行うものとする。

それ以外の場合は、契約変更の手続き時間を要するため、余裕をもって行うこと。

## 15. 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含

む)を作成し、監督員と共有すること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので発注者と協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

16. 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

17. この工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	排水構造物工，交通安全施設工，道路付属施設工
昼夜間作業	道路土工，舗装工，交通管理工

夜間作業については、22時から6時まで時間制約を受けるものとする。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督員の承諾を得るものとする。

18. 発生材売却費

この工事から発生するスクラップは、発生材売却費として工事価格から控除している。

・売却数量：約2.069t

種別内訳書では、上記の売却数量を記載しているが、金額は0円で計上している。請負目途額は、売却数量や運搬費等を踏まえ算出した発生材売却費の金額を工事価格から控除し、それに消費税及び地方消費税を乗じた額である。

19. この工事に関連する占用物件の移設工事及び近接工事については、下記のとおりである。

(1) 電気工事

(ア)工事件名及び管理者

市道C21号線 連系管工事

(NTTインフラネット株式会社，東京電力パワーグリッド株式会社)

(イ)工事範囲

調布市布田2丁目13番地先から国領町5丁目70番地先まで

(ウ)工事期間

令和7年4月～令和8年3月

入線工事が9月～10月、抜柱が11月の予定である。

20. 本工事の施工にあたっては、本工事北側で実施予定の3・4・26号線舗装工事と調整を行い双方の工事進捗を踏まえ、適切に運用開始ができるよう努めること

21. 段階確認

本工事における、土木工事標準仕様書1.5.1監督員による確認及び立会い等(5)段階確認につい

ては、実施しないものとする。

## 22. 環境への配慮（東京都建設グリーン調達制度）

(1) 受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の特別品目及び特定調達品目（以降、「特別品目等」という。）のリストと本工事で使用資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目等が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

([https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi\\_keikan/shoshigen/recy/](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/))

(2) 受注者は、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

(3) 受注者は、本工事の施工に当たっては、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ

([https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi\\_keikan/shoshigen/recy/guido04#c](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/shoshigen/recy/guido04#c))

からダウンロードするなどして入手する。)し、施工計画書に添付の上監督員に提出して確認を受けなければならない。

(4) 受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

## 23. 新材料・新工法等の取扱い

新技術情報データベース（「建設局新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」）に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承認により、当該工事に採用することができる。

・建設局新技術情報データベース（NeTIDA）

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/tech/shingijutsu>

・国土交通省新技術情報システム（NETIS）

<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS/PubEntrance/PubEntrance?ReturnUrl=%2fNETIS>

## 24. 電子納品

(1) 本工事は、電子納品対象である。

(2) 電子納品の運用にあたっては、東京都建設局のホームページ

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi>)にて公開されている「東京都建設局電子納品運用ガイドライン」を参考にするものとする。

(3) 工事成果品は、電子媒体もしくは工事情報共有システムを用いたオンライン電子納品により

納品するものとし、監督員との協議により決定すること。

## 25. しゅん功

受注者は、工事のしゅん功に際し、東京都建設局電子納品運用ガイドラインに基づき、次の書類を提出すること。

- (1) 工事しゅん功図書
- (2) 工事書類
- (3) 工事記録写真

## 26. 工事記録写真の電子納品

本工事の工事記録写真は、電子データで提出すること。

工事記録写真の撮影箇所・撮影頻度等は東京都建設局長が定めた「工事記録写真撮影基準」に従って撮影・整理すること。提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

なお、監督員との事前協議の結果、工事記録写真を電子データで提出しないこととなった場合には、従来どおりの提出方法とすること。

## 27. この工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

ア 搬出先名称：巴山工業

イ 所在地：東京都調布市多摩川1丁目39-2

ウ 土質：粘土土及びレキ質土

エ 土量：575m<sup>3</sup>(地山換算数量)

オ 搬出条件：昼夜間

カ 最終搬出先の記録：東京都建設リサイクルガイドラインの規定による。

キ 区分管理：最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

## 28. 建設発生土搬出のお知らせの提出

工事を実施するに当たり、100 m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合には、「建設発生土搬出のお知らせ」を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

## 29. 本工事の舗装版切断作業の際に、切断機から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水は、吸引・貯留機能を有する切断機械により回収すること。

なお、回収した濁水は、下記処理施設へ搬出することを想定しているが、これ以外の施設へ搬出する場合には、事前に監督員への承諾を得ること。

搬出先：神奈川県川崎市川崎区内の処理施設

運搬距離（想定）：約28km

種類及び処理量：汚泥0.2m<sup>3</sup>

受入条件：夜間

30. この工事は、建設副産物情報交換システム（以下「コブリス・プラス」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラスにより「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受ける。

（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）

所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2階

電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

31. 本工事から発生する路盤材及びアスファルト塊は再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。

搬出先は、受注者が「建設副産物情報システム（コブリス・プラス）」等を活用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して、適切な施設を選定すること。

なお本工事では、下記再資源化施設へ搬出することを想定しているが、受注者は下記以外の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

搬出先：東京都調布市多摩川地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約3km

搬出量：路盤材 150m<sup>3</sup>

アスファルト塊 152m<sup>3</sup>

搬出区分：昼間

搬出先：東京都調布市多摩川地内の再資源化施設

運搬距離（想定）：約3km

搬出量：路盤材 300m<sup>3</sup>

アスファルト塊 116m<sup>3</sup>

搬出区分：夜間

32. 工事を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき下記の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出すること。

(1) 再生資源利用計画書（工事しゅん工後5年間保管）

作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。

ア 土砂を搬入する工事

イ 砕石を搬入する工事

ウ 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(2) 再生資源利用促進計画書（工事しゅん功後5年間保管）

作成対象となる工事は、以下のいずれかに該当する工事である。

ア 建設発生土を搬出する工事

イ コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

ウ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(3) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

(4) 建設発生土搬出のお知らせ(建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合)

(5) 建設泥土の再資源化等計画書

建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に作成し提出すること。

(6) 物質収支計算書

泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付する。

なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。

(7) 告知書の写し

対象建設工事に係わる下請契約を締結した場合、下請契約書及び下請負人に告げた告知書の写しを添付する。（建設リサイクル法対象工事の場合）

33. 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、工事完了後、速やかに提出すること。

(1) リサイクル関係報告書に添付して提出するもの

ア 再生資源利用実施書（工事しゅん工後5年間保管）

作成対象は「再生資源利用計画書」と同じ

イ 再生資源利用促進実施書（工事しゅん工後5年間保管）

作成対象は「再生資源利用促進計画書」と同じ

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで、「リサイクル阻害要因説明書」を2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を自ら保管すること。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

①コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合。

②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する。または、焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合。

③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合。

④砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）。

⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）。

⑥現場内で分別を行わない場合。

エ 建設泥土の再資源化等実績書

この工事で発生する泥土を建設資材製造工場に搬出した場合または再資源化施設に搬出した場合、建設泥土の再資源化等実績書を2部作成し、1部を監督員に提出、1部を自ら保管すること。

オ 再資源化等報告書

建設リサイクル法対象工事の場合。

34. マニフェストについては以下とする。

(1) マニフェストの提示

受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。

マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

なお、電子マニフェストを利用する場合は（財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

(2) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

(3) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提出すること。

(4) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提出すること。

35. 本工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」によるものとする。

なお、東京都都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページ

（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>）からダウンロードなどして入手する。

36. この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き」（環境局HPに最新版を記載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

37. 工事期間中に歩行者通路を設置する場合は、適切な通路幅を確保するとともに車両の交通の用に供する部分との境には、隙間なく、さく等を設置し歩行者用通路を明確に区分しなければならない。また、歩行者を通行させる路面は、凸凹をなくし、歩行者の支障となる砂利、採石等を除去しなければならない。また、勾配が急な場合は必要に応じてスロープ等を設け、全体の

勾配を緩くするなどの措置を講じ、転倒等がおきないように十分に配慮すること。

38. 受注者は、悪天候時または震度4以上の地震（旧労働省労働基準局の通達に基づく安全衛生法上の悪天候、地震）が発生した場合、工事現場内及び周辺を点検し、状況を監督員に報告すること。

また、点検項目・体制・連絡系統等を施工計画書に定めること。

39. 受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。

なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi>)

40. 週休2日制工事

(1)本工事は、週休2日制工事である。

(2)受注者は、原則、現場閉所による週休2日制で施工すること。

(3)受注者は、交代制を行う場合、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、施工方法は途中で変更することはできない。

(4)発注時における積算には、現場閉所の月単位の週休2日の達成を前提として経費を補正している。

達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うことを原則とする。

(5)週休2日制または交代制の実施に当たっては、「調布市週休2日制工事実施要領」に基づき行うこと。

41. 作業土工：床掘り、埋戻し（発生土）

この工事の作業土工は、任意施工とし、東京都土木工事標準仕様書に基づき施工とするものとする。設計図書により難しい場合は監督員と協議するものとする。

42. 受注者は、この工事のコンクリート構造物の施工については、東京都建設局「土木材料仕様書」付録4.「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木）のうち「土木コンクリート構造物の品質確保」によること。

43. 過積載防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

(<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/pdf/gensoku.pdf>)

44. 本工事で使用するコンクリート二次製品は、原則エコセメント（多摩地区で発生したゴミ焼却灰を主原料とするもの）を用いた製品を使用すること。

45. 成果品の提出

竣工検査終了後、速やかに竣工図書を提出すること。

(1)竣工原図（上質紙による出力図，A3マイラー）・・・1部

(2)工事記録写真・・・1部

(3)上記(1)(2)の電子データ成果品(CD-R)・・・1部

※竣工図の電子データは、PDF形式及びCADデータとし、データ形式については、DXF、DWG、P21、JWW形式とする。環境設定ファイルおよび作図要領等は監督員の指示によること。

工事施行の適正化に関する特記仕様書

## 1. 入札・契約関係事項

- (1) この工事の入札(または、見積りの提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札の結果、この工事を落札した場合は、他の工事案件について同一の配置予定技術者を前提に申込または指名を受けているときは、直ちに、その工事案件について適格な技術者への変更または入札の辞退を申し出なければならない。ただし、この工事と他の工事とが兼任できる主任技術者の場合は、この限りでない。

## 2. 受注者の責務

受注者は、工事の適切な履行に関し、現場代理人や主任技術者または監理技術者（以下「監理技術者等」という。）に任せ切りにせず、誠意と責任をもって遂行しなければならない。

## 3. 適切な現場代理人、監理技術者等の配置

- (1) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。
- (2) 受注者が事業協同組合の場合にあつては、配置する現場代理人及び監理技術者等はその構成員の職員ではなく、当該組合と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次の各号に従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。
  - ア 補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - イ 補助技術者は、受注者と雇用関係を有していなければならない。
- (4) 受注者が共同企業体にあつては、代表者たる特定建設業者が監理技術者を設置し、全ての構成員が、施工する工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主たる工種と同種或いは類似する工事の経験を有する主任技術者を専任で配置しなければならない。

## 4. 監理技術者等の実質的関与の徹底

- (1) 監理技術者等は、施工計画書を自らが主体的に作成しなければならない。また、施工計画書の提出に際して、監督員からその内容の説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、一般交通や現場周辺への影響に関して、所轄警察署等関係機関、地域住民及び下請負者等に対する説明、交渉、周知等を主体的に行わなければならない。
- (3) 監理技術者等は、工事の施工に当たり、関係企業者等との連絡、調整を主体的に行うとともに、必要な官公署等への届出等を確実にしなければならない。
- (4) 監理技術者等は、全体の工事の流れを常に掌握するとともに、日々の工事内容を把握し、

作業着手前に作業責任者等に対し、作業内容の調整・確認及び注意事項等の周知を行い、作業員全員に伝わるようにしなければならない。

- (5) 監理技術者等は、工事の施工中は適宜現場を巡回し、進行状況・作業内容の確認、安全管理、品質管理、出来形管理などを行い、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。
- (6) 監理技術者等は、補助技術者が配置された場合にあつては、これを指揮・掌握するとともに、監理技術者等としての職務を補助技術者に任せ切りにせず、主体的に遂行しなければならない。

## 5. 下請負の適正化

- (1) 下請負者が、請け負った工事について執行調整や施工管理等の管理業務のみを行い、工事業務のほとんど全てを再下請負に付することを、原則として受注者は認めてはならない。
- (2) 受注者は、下請負者の配置技術者に、受注者自らの工事はもとより、他の下請負者の担当する工事の管理業務等を代行させてはならない。
- (3) 受注者は、歩行者や一般交通など第三者に対する安全確保については、受注者自らの責任において行わなければならない。ただし、下請負者が自らの工事のみを単独で実施できる範囲については、当該下請負者に行わせることができる。
- (4) 重機械のオペレーター付きリースについては、そのオペレーターを雇用する者と下請負契約を締結するものとする。
- (5) 受注者は、主たる工種に係る主要な材料については、原則として受注者自らが調達しなければならない。
- (6) 受注者が共同企業体である場合は、共同企業体の行う取引が構成員個人としてでの取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、下請契約は共同企業体の名称を冠し、共同企業体の名称を冠した代表者及びその他の構成員全員の連名により、または少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。

## 6. 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)には、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約はもとより、建設副産物等の運搬及び交通整理員等の業務委託契約についても記載するものとする。
- (3) 施工体制の実態確認に係わる下請負契約の費用の支払い状況については、総括監督員及びその上司等から説明を求められた場合に、これを証明する資料の提示などによって応じなければならない。
- (4) 施工体制台帳には、別に定めた様式(東京都建設局「受注者等提出書類処理基準・同実施細目(別記様式甲第143号)」)に基づき担当技術者台帳を添付するものとする。
- (5) 施工体系図の掲示に当たっては、誰もが見やすいように文字の大きさなどに留意しなければならない。

## 7. 施工計画書

(1)施工計画書は、契約の日の翌日から起算して、遅くとも3週間以内に提出しなければならない。ただし、受注者の責に帰さない事由により、期限内の提出ができないときは、監督員の指示に従うものとする。

(2)大規模工事、特殊な工事等で監督員の承諾を得たものについては、施工計画書を段階的に提出できるものとする。この場合、最初の施工計画書には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するとともに、前項に基づき提出しなければならない。なお、後続の工事に関する施工計画書については、当該工事の施工前に、工期に遅れが生じない期間内または監督員の指示する期日までに提出しなければならない。

ア 全体の実施工程の概要

イ 現場組織・施工体制の概要

ウ 緊急時の体制

エ 当面実施する工事の内容

オ その他監督員の指示する事項

## 情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1. サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行  
電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。
2. 業務従事者への遵守事項の周知  
受注者は、本契約の履行に関する遵守事項について、業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
3. 秘密の保持  
受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
4. 目的外使用の禁止  
受注者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。
5. 複写及び複製の禁止  
受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、都が貸与する原票、資料、その他貸与品等及び情報（以下「都からの貸与品等」という。）を、都の承諾なくして複写及び複製してはならない。
6. 情報の保管及び管理  
受注者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 全般事項
    - ア 契約履行過程
      - (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
        - a 都からの貸与品等の使用及び保管管理
        - b 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
        - c 都との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。）
        - d その他、仕様書等で指定したもの
      - (イ) 都から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。
    - イ 契約履行完了時
      - (ア) 都からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに都に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報をすべて消去すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び都からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

都からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて都の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報は、すべて都の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受託者に提示した後に受注者の責によらないで公知となった情報、及び都と受注者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取り扱いについて、受注者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 都から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を都に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により都に申し出て、都の承諾を得るとともに、都の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受注者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、都に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、都は必要に応じて受注者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

7. 情報の保管及び管理等に対する義務違反

受注者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより東京都が被害を被つた場合には、東京都は受託者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求する損害賠償額は、東京都が実際に被つた損害額とする。